

令和8年度
渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務

公募型プロポーザル実施要項

渡嘉敷村教育委員会

※本業務は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備であり、予算成立後に効力を生じる事業です。今後予定される、沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合にあっては、契約を締結できないことがあるので、予め、ご了承下さい。

「令和 8 年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務」
公募型プロポーザル実施要項

1. 委託業務の内容

本事業は、将来を担う児童生徒の人材育成および学力向上を目的として、教育格差の解消ならびに家庭教育支援の充実の一環として村営学習塾を実施するとともに、各学校と連携しながら児童生徒の学習状況を的確に把握することで、離島地域における教育格差の解消と家庭学習環境の整備を図るものである。

(1) 業務の名称

令和 8 年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日までの間に定める

(3) 履行場所

渡嘉敷村

(4) 業務内容

別紙「令和 8 年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務 仕様書」を参照

(5) 委託予算規模

25,904,120 円以内（消費税及び地方消費税含む）

※企画提案のために設定した金額であり、契約金額とは異なる

2. 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(注) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと。

(3) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、「令和8年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務 仕様書」に掲げる委託業務内容を的確に実施できる能力を有すること。

(4) 委託業務の実施に当たって必要時に、速やかに調整等を行える者であること。

(5) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（1）から（3）の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が、他の共同企業体の事業者として重複応募する者でないこと。

エ 共同企業体を構成する事業者が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

3. 手続き及びスケジュール

(1) 応募にかかる様式の配布期間及び場所

配布期間：令和8年4月6日（月）～ 令和8年4月21日（火）

配布場所：渡嘉敷村公式WEBサイトに資料掲載

(2) 企画参加申込

ア 申込期限：令和8年4月21日（火）17時まで*時間厳守

イ 提出書類：参加申込書【様式1】及び事業者概要書【様式2】

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

(3) 企画提案書

ア 提出期限：令和8年4月21日（火）17時まで*時間厳守

イ 提出書類：企画提案応募申込書【様式3】 1部

企画提案書 8部

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

(4) 応募に係る質問受け付け及び回答

質問受付：令和8年4月6日（月）～ 令和8年4月21日（火）17時まで

質問は指定の様式【様式4】に、内容を簡潔にまとめてFAX又はメールにて提出すること（受信確認必要）。質問への回答についてはメールにて回答する。

(5) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日渡嘉敷村教育委員会より疑義照会を行うことがある。

(6) 応募書類の審査及び結果通知

「5. 審査」にて定めるとおり。

(7) 契約の締結

契約予定業者選定後は、渡嘉敷村教育委員会が作成した別途「企画提案仕様書」及び該当事業者が提出した「提案内容・契約の詳細」について協議し、契約を締結する。契約金については、契約予定業者から見積書を新たに徴収し、村が設定する予定価格の範囲内で決定する。ただし、渡嘉敷村教育委員会と契約予定事業者が契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

4. 再委託

本事業を実施するにあたっては、渡嘉敷村教育委員会の承諾無くして、委託業務の全部または一部を第三者に委託（以下「再委託」という）してはならない。この場合の再委託社の資格については、当要綱「2. 応募資格」の規定を準ずるものとする。

5. 審査

(1) 応募書類の審査

ア 提出された企画提案書に対し審査を行い、1次審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、上位3者程度を提出し、最終審査へ進むものとする。ただし応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

イ 最終審査会の開催日程及び方法については、1次審査通過社に対して日時及び方法の通知を行う事とし、公開しない。最終審査でプレゼンテーションを実施しない可能性があることを考慮して、提案書を作成すること。尚、1次審査・最終審査の内容についての問い合わせには対応しない。

(2) 審査基準

別表「令和8年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務 評価表」を参照

(3) 審査結果

最終審査結果の通知については、業者選定後、1週間以内に通知するものとする。

6. 応募書類等

応募に際し提出書類は以下の通りとする。

- (1) 企画提案参加申込書（様式1） 1部
- (2) 事業者概要書（様式2） 1部
- (3) 企画提案応募申込書（様式3） 1部
- (4) 企画提案書 8部

7. 対象経費

(1) 経費の区分

本事業の対象経費および項目は、事業の遂行に直接必要な経費・項目および事業成果の取りまとめに必要な経費・項目とし、原則として以下を基準に積算すること。

A. 人件費（直接経費）

事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給与等

項目
①派遣講師（社会保険料を含む）
②事務員
③本社管理責任者（社会保険料を含む）

B. 事業費（直接経費）

1. 旅費、交通費

事業に直接従事する者の船賃、移動費、宿泊費等

項目
①交通費（派遣講師）
②宿泊費（派遣講師）
③交通費（管理者）
④宿泊費（管理者）

2. 教材費

事業で使用する各学年に沿った教材一式（テキスト代、模擬試験費、映像授業費等）

単位：名

項目	数量	備考
①教材費（小1～小4）	20	前年度における入塾率の実績を参考に、全児童生徒数の75%で数量を指定する。
②教材費（小5～小6）	12	
③教材費（中1～中2）	12	
④教材費（中3）	6	
⑤模擬試験費（小5～中2）	24	
⑥模擬試験費（中3）	6	
⑦映像授業費（小5～中3）	30	
⑧体験型アクティビティツール		

※「⑧体験型アクティビティツール」

小学生の受講者向けに行うプログラムで使用する教材・ツールを指し、教科学習で得た知識を、実体験を通して確認し、理解を含め、学習意欲の向上を図るものとする。

3. 通信運搬費、備品リース費

事業に必要な情報の送受信や連絡に要する費用および機器・器具などの物品を購入するための費用

項目
①通信費、備品リース費 （電話通信費、複合機等）
②ポケットWi-Fiルーター

※「②ポケットWi-Fiルーター」

映像授業において、通信環境が整っていない自宅に借用するものとする。

4. 消耗品費

事業に必要な物品購入のため費用

※当事業のみに使用され、使用可能期間が1年未満のもの

項目
①消耗品費

5. 保険料

事業実施に伴い発生する事故・損害等のリスクに備えるために加入する各種保険の掛金等の費用

項 目
①塾保険料

6. 生徒送迎費

事業実施において、児童生徒が安全かつ円滑に通塾できるするための費用
本事業においては、阿波連地区および渡嘉志久地区の児童生徒が対象

単位：円

項 目	単 価	備 考
①送迎委託料	¥18,000	村内業者が1者のみのため、単価を指定する。
②現地車両レンタル料 (ガソリン代含む)		

7. 付帯事業費

本事業において実施する中学3年生を対象とした、受験対策指導を目的とした年2回の島外学習事業に係る費用

項 目
①課外授業費

8. その他 必要経費

事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のための使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

※村と要調整

C. 再委託費・外注費

村との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ための必要な経費

D. 一般管理費

委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費。

(労務費を含む直接経費(再委託費・外注費は対象外) × 10%以内で計上する
(小数点以下切り捨て)

E. 消費税

(「A 人件費」 + 「B 事業費」 + 「C 再委託費・外注費」 +
「D 一般管理費」) × 10/100

(2) 積算は、単価、数量等が分かるように積算すること。また、単価および数量の指定ある場合は、それに従うこと。

(3) 労務費単価は、根拠とした算出方法を記載し、法人独自の受託業務に係る単価規程等を根拠としている場合は、その単価の積算方法及び根拠とした基準資料を添付すること。

(4) 一般管理費を計上する場合は、以下により積算すること。

【一般管理費積算基準】

直接経費 (A人件費+B事業費(再委託費・外注費は対象外)) × 10%以内

7. その他

- (1) 企画提案に要する費用などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書など提出された書類は返却しない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過については公表しない。
- (4) 1事業者(1共同事業者)あたり、提案は1件とする。
- (5) 募集要項に適合しない場合や、提出書類等に虚偽があった場合には失格とする。

8. 提出先及び問い合わせ先

〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村教育委員会

社会教育係 三富 琉介

TEL : 098-987-2120 FAX : 098-987-2783

E-mail : svakai@vill.tokashiki.lg.jp